

高知県主任介護支援専門員研修のQ&A

No	分類	質問内容	回答
1	受講要件	主任介護支援専門員研修の受講要件を教えてください。	受講対象者は、介護支援専門員の業務に関して十分な知識と経験を有する介護支援専門員のうち、下記（１）～（２）のすべての条件に該当する者となります。 （１）下記①～④のいずれかに該当すること ①居宅介護支援のほか、地域包括支援センター、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護又は介護保険施設（以下、「居宅介護支援事業所等」という。）において専任の介護支援専門員として従事した期間が、通算して５年（６０か月）以上である者（ただし、管理者との兼務は期間として算定できるものとします。） ②「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年４月24日老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー養成研修を修了した者又は日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、居宅介護支援事業所等で専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して３年（３６か月）以上で、現在も居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所で就業している者 ③介護保険法施行規則第140条の66第1号イの（３）に規定する主任介護支援専門員に準ずる者として、現に地域包括支援センターに配置されている者 ④その他、介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者であり、県が適当と認める者 （２）介護支援専門員研修専門（更新）研修【研修課程Ⅰ】及び【研修課程Ⅱ】の両方を修了している者 ※平成15年度～17年度に介護支援専門員現認研修（基礎研修課程Ⅰ又は基礎研修課程Ⅱ）を修了された方は、専門研修課程Ⅰ修了と同等とみなされます。
2	受講要件	専任（常勤専従）の考え方を教えてください。	常勤とは、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従事者が勤務すべき時間数（３２時間を下回る場合は３２時間を基本とする）に達していることをいい、雇用形態（正社員、パート、アルバイト）を問いません。 専従とは、サービス提供時間帯（当該従事者の当該事業所における勤務時間）を通じて、当該サービス以外の職務に従事しないことをいいます。他の業務と兼務した期間、非常勤としての従事期間は、従事時間に算入できません。ただし、当該居宅介護支援事業所の管理者との兼務については、従事期間に算入して構いません。 ・産休・育休・病休などによる休職期間は通算から除外してください。 ・育児・介護休業法による短時間勤務制度を利用する場合、週30時間以上の勤務で従事期間に含めることとします。
3	受講要件	「管理者との兼務」は従事期間として算入できますか。	管理者としての従事期間は、担当ケースを持ち、ケアプランを作成していれば従事期間として算入できますが、管理者専任で管理業務のみを行っていた場合は、介護支援専門員としての実務経験としては認められないため、従事期間として算入できません。
4	受講要件	介護支援専門員として「サービス計画書」を作成する仕事をしていますが、従事期間に算定できますか。	介護支援専門員として就労していても、単に要介護認定のための調査業務を行っていた場合や、利用者やサービス提供事業者との連絡調整のみ行う等、サービス計画書の作成を行っていなかった場合は、実務経験として認められません。
5	受講要件	勤めていた事業所の閉鎖等により、「業務従事証明書」が提出できません。	業務従事証明書が提出できない場合は、実務経験年数は算入できないため、以下の方法で証明をして下さい。 （事業所が廃業等で実在しない場合や何等かの理由で証明書がもらえない場合） 廃業等の場合で、旧経営者（管理者）が過去の勤務状況が把握できる勤務記録等を保管している場合は、「元〇〇事業所管理者□□□」として証明してもらって下さい。この場合、当該事業所の開所、閉鎖の年月日の分かる書類を併せて提出して下さい。 廃業等で上記が不可能な場合およびその他の事情で証明書の提出が困難な場合は、受講申込者が保有している雇用契約書や給与明細書、ねんきん定期便などの勤務実態が分かる書類を提出して下さい。その他、個別の事情のある方はご相談ください。
6	受講環境	カリキュラムにオンラインで行う科目がありますが、インターネットの環境がありません。	パソコン（受講者１人につき１台必要です。タブレット、スマートフォンは推奨しません。）、有線又は無線LANによるインターネット環境（LTE通信等、通信制限がかかる通信環境は推奨しません。）、ヘッドセット等は、ご自身でご準備ください。 厚生労働省では、受講者の負担軽減や円滑で効果的な研修実施を支援する取組として、研修のオンライン化を推進する方針を示しています。本県でも、本方針に則り、法定研修をオンライン開催とする場合がありますが、研修の位置づけはこれまでと同じく専門職を対象とした実践的な研修ですので、オンライン研修に参加する受講者は、専門職の責務として主体的かつ協調性をもった受講姿勢で参加してください。また、円滑な受講のためには安定した受講環境を確保する必要がありますが、そのための機器や通信、受講場所といった受講環境の整備は、受講者側の責務として心がけてください。

7	資格関係	審査基準に達しなかったとして受講不可になりました。居宅介護支援事業所の管理者になるため、主任介護支援専門員の資格が近日中に必要です。どうしたらいいですか。	評価委員会で選考基準に達しないと判断された場合、受講不可となります。 どうしても近日中に主任介護支援専門員の資格が必要であるときは、他の都道府県に受講地の変更ができることがありますので、受講を希望する都道府県に、申込みできるかご自身でご確認ください。申込可能である場合、受講地変更の手続きが必要ですので、県にご連絡ください。同時に、別途、受講申込手続きをご自身で行ってください。
8	資格関係	主任介護支援専門員となりましたが、介護支援専門員証が失効してしまいました。どうすれば主任介護支援専門員としての業務ができますか。	主任介護支援専門員と介護支援専門員は別資格ですが、介護支援専門員証の有効期間が切れた場合、主任介護支援専門員の資格は失効します。 失効後、介護支援専門員として実務に従事すると、介護支援専門員の登録消除の対象となる場合があります。失効後は、介護支援専門員の業務に従事しないでください。 【介護支援専門員証の再取得について】 再研修を受講・修了した後に、登録している都道府県介護保険主管課に介護支援専門員証の新規交付申請を行ってください。（再研修は高知県では年2回行っています） 【主任介護支援専門員資格について】 介護支援専門員証の再取得後、主任介護支援専門員研修の有効期間がまだ残っている場合、有効期間内は主任介護支援専門員として従事できます。有効期間内に主任介護支援専門員更新研修を受け、主任介護支援専門員資格を更新してください。 主任介護支援専門員資格の有効期間が切れてしまっている場合は、介護支援専門員証を再取得した後に、再度主任介護支援専門員研修を受講してください。
9	その他	主任介護支援専門員研修の修了証明書を紛失してしまいましたが、どうすればいいですか。	修了証明書の再発行を受け付けておりますので、一度県へお問い合わせください。再交付申立書の提出方法などをご案内いたします。郵送を希望される場合は、簡易書留郵便の切手代をご負担いただけます。
10	その他	研修の受講申込書等を印刷できる環境がありません。	切手を貼った返送用の封筒を高知県長寿社会課に郵送いただくか、直接高知県長寿社会課までお越しください。
11	その他	研修受講料の納付方法について	令和6年度より、研修受講料の電子納付（クレジットカード決済）が可能になりました。電子納付をご希望の方は、電子申請 URL から申請手続きを行ってください。高知県収入証紙による納付も引き続き受け付けております。
12	その他	問合せ先・提出先はどこですか	主任介護支援専門員研修の受講申込先は介護労働安定センター高知支部【委託先】です。（主任介護支援専門員更新研修の受講申込みは先は高知県長寿社会課となります。） 介護支援専門員の登録や介護支援専門員証の発行などに関する問合せ先・提出先は、高知県長寿社会課です。 各種手続きについては県ホームページでお知らせしています。提出書類のダウンロードも可能ですので、こちらをご確認ください。 https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2015081700136/ 所在地：〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号 電話：介護保険担当 088-823-9681 メール：060201@ken.pref.kochi.lg.jp